

○山梨県警察官の服制に関する訓令

平成6年12月26日

本部訓令第22号

改正 平成11年3月本部訓令第4号
平成13年3月本部訓令第3号
平成13年11月本部訓令第20号
平成14年9月本部訓令第14号
平成18年10月本部訓令第23号
平成19年6月本部訓令第11号
平成19年11月本部訓令第15号
平成24年8月本部訓令第9号
平成27年3月本部訓令第2号
平成28年3月本部訓令第2号
平成31年3月本部訓令第2号
令和6年2月本部訓令第1号
令和6年7月本部訓令第16号

山梨県警察官の服制に関する訓令（昭和45年山梨県警察本部訓令第6号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 警察官の服制等（第3条—第10条）

第3章 特殊被服（第11条—第15条）

第4章 その他（第16条・第17条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 山梨県警察官（以下「警察官」という。）の服制については、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）及び警察官の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号）その他別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによ

るものとする。

(服制の遵守及び端正な服装の保持)

第2条 警察官は、規則、この訓令等に定める服制を遵守するとともに、端正な服装の保持に努めなければならない。

2 所属長は、常に警察官の服制及び端正な服装の保持に配慮するとともに、部隊として行動する場合は、服装の斉一を期さなければならない。

第2章 警察官の服制等

(服制)

第3条 警察官の服制は、別表第1のとおりとする。

(服装等)

第4条 警察官は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、制服用ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、帯革、拳銃（拳銃つりひもを含む。以下同じ。）、警棒、手錠、階級章及び識別章を着装し、並びに警察手帳及び警笛を携帯しなければならない。ただし、第8条から第15条までに規定する場合は、この限りでない。

2 警察官は、必要がある場合は、防寒服、雨衣、手袋及び帽子雨覆いを着用することができる。

(活動服の着用)

第5条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、制服、制帽及び制服用ネクタイに代えて活動服、活動帽及び活動ネクタイを着用することができる。

- (1) 宿日直勤務に従事する場合
- (2) 留置業務に従事する場合
- (3) 地域警察勤務に従事する場合
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務する場合
- (5) 捜索に従事する場合
- (6) 鑑識のための作業に従事する場合
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事する場合
- (8) 道路標識及び道路表示の設置又は管理に係る業務に従事する場合
- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事する場合
- (10) 災害警備実施に従事する場合

(11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事する場合

(着用期間)

第6条 被服の着用期間は、山梨県警察官被服及び代料支給規則（昭和37年山梨県公安委員会規則第1号）第3条第1項に規定する使用期間のとおりとする。

2 警察本部長（以下「本部長」という。）は、必要があると認める場合は、前項の着用期間を変更することができる。

(女性警察官の服装等の例外)

第7条 女性警察官は、制服着用時にはベストを着用しなければならない。ただし、季節的条件等により、ベストを着用しないことができる。

(靴の着用)

第8条 警察官は原則として、短靴を着用するものとする。ただし、交通指導取締りに従事する場合又は交通指導取締り用自動車、警ら用無線自動車、自動二輪車若しくは原動機付自転車に乗車する場合は乗車靴を、警備実施又は同訓練に従事する場合は編上靴を着用することができる。

2 雨又は雪の場合及び寒冷時においては、長靴又は防寒靴を着用することができる。

(服装等の一部省略等)

第9条 警察官は、室内で勤務する場合（交番、駐在所等で公衆の面前において勤務する場合を除く。以下この条において同じ。）は制帽及び活動帽を着用しないものとする。

2 警察官は、所属長が受傷事故防止上必要があると認める場合は、制帽又は活動帽に代えてヘルメットを着用するものとする。

3 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、帯革及び手錠を着装せず、警察手帳及び警笛を携帯しないものとする。

(1) 室内で勤務する場合

(2) 会議、事務打合せ等に出席する場合

(3) 山梨県警察音楽隊員が演奏に従事する場合

(4) 看守勤務の留置担当官（山梨県警察被留置者の留置に関する訓令（昭和52年山梨県警察本部訓令第1号）第2条第4号に規定する者をいう。）が留置施設において勤務する場合

(5) 災害応急対策等のための作業に従事する場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、着装又は携帯をする必要がないと所属長が認めた場合

- 4 警察官は、拳銃又は警棒を携帯しない場合は、帯革から拳銃用調整具及び拳銃入れ又は警棒つりを取り外すものとする。
- 5 警部以上の階級にある警察官は、勤務の性質により必要がない場合は、手錠及び手錠入れを着装しないことができる。
- 6 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、識別章を着装しないことができる。
 - (1) 名札を着用しているとき。
 - (2) 留置業務に従事するとき。
 - (3) 治安警備実施に従事するとき。
- 7 警察官は、暴力団の事務所を捜索する場合など、識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合その他の識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができる。
- 8 警察官は、所属長が指示した場合を除き、冬服又は合服の上衣を着用せず、制服用ワイシャツで勤務することができる。
- 9 警察官は、冬服又は合服の着用期間において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務する場合又は室内で勤務する場合は、制服用ワイシャツに代えて白色ワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。

（私服の着用）

第10条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、私服を着用することができる。

- (1) 職務の性質上、特に私服を着用して勤務することを命ぜられた場合
 - (2) 所属長が、特に必要と認めて私服の勤務を命じた場合
 - (3) 傷病その他の理由により、所属長の承認を得た場合
- 2 前項の場合において、拳銃を携帯するときは私服用拳銃入れを、手錠を携帯するときは私用手錠入れを着装するほか、特殊警棒を携帯することができる。

第3章 特殊被服

（交通警察官の服制等）

第11条 警察署に勤務する交通警察官の服制等は、第3条に定めるもののほか別表第2のとおりとする。

- 2 交通部交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）及び交通部高速道路交通警察隊（以

下「高速道路交通警察隊」という。)に勤務する警察官の服制は別表第3のとおりとし、その被服の着用期間は次のとおりとする。

品目	着用期間
交通乗車服冬服、交通乗車服防寒服、冬ワイシャツ及び冬ネクタイ	11月1日から翌年4月30日まで
交通乗車服合服、合ワイシャツ及び合ネクタイ	5月1日から同月31日まで及び10月1日から同月31日まで
交通乗車服夏服	6月1日から9月30日まで

3 本部長は、必要があると認める場合は、前項に規定する着用期間を変更することができる。

4 警察署に勤務する交通警察官並びに交通機動隊及び高速道路交通警察隊に勤務する警察官以外の警察官が、交通整理、交通取締り、交通事故処理等に従事する場合は、第1項に規定する服制等を準用する。

(特別乗車服の着用等)

第11条の2 交通機動隊に勤務する女性警察官は、表彰式等公式の儀式、祭典その他儀礼的な行事に従事する場合で、特に指示されたときは、特別乗車服を着用することができる。

2 特別乗車服の服制は別表第3の2のとおりとし、着用期間は前条の規定を準用する。

(出動服等の着用)

第12条 警察官は、警備実施(警備実施訓練を含む。)、警戒活動、災害救助活動等の場合において、本部長又は所属長が指示した場合は、出動服、略帽、編上靴、出動服用ベルト、ヘルメット(防石面付ヘルメット、鉄帽及び乗車用ヘルメットを含む。)又はガスマスクを着用し、警じょう、雑のう、水筒その他の装備資機材を携行することができる。

2 前項の被服、装備資機材等については、別表第4のとおりとする。

3 機動隊の隊長及び副隊長は、出動服を着用する場合に、隊長章及び副隊長章を着装するものとする。

(音楽隊員の服制)

第13条 山梨県警察音楽隊員の服制は、山梨県警察音楽隊の運営等に関する訓令(昭和37年山梨県警察本部訓令第35号)に定めるとおりとする。

(航空隊員の服制)

第14条 山梨県警察航空隊員の服制は、山梨県警察航空隊員の服制及び被服支給に関する訓令（昭和58年山梨県警察本部訓令第6号）に定めるとおりとする。

(礼装)

第15条 警察官の礼服の服制は、別表第5のとおりとする。

- 2 警察官の礼装は、礼服を着用することを原則とする。
- 3 警察官は、制服（夏服を除く。）、制帽、制服用ワイシャツ又は白色ワイシャツ（無地のものに限る。）、制服用ネクタイ、ベルト、短靴及び白手袋を着用し、階級章、肩章（ピン式）及び飾緒を着装することにより、礼装に代えることができる。
- 4 礼装の着用期間は、冬礼服については、10月1日から翌年5月31日まで、夏礼服については、6月1日から9月30日までとする。
- 5 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本部長又は所属長の指示により礼服を着用するものとする。
 - (1) 表彰式等公式の儀式、祭典その他儀礼的な行事に出席する場合
 - (2) その他礼服の着用を必要とする場合
- 6 礼服を着用した場合は、帯革、拳銃、警棒及び手錠は着装せず、警察手帳及び警笛は携帯しないものとする。
- 7 礼服を着用して弔意を表す場合は、ネクタイは黒色無地のものとし、飾緒は着装しないものとする。

第4章 その他

(標章等の着装)

第16条 警察署長は署長章を、警察署副署長は副署長章を着装するものとする。ただし、職務上支障がある場合は、この限りでない。

- 2 機動隊員は、機動隊章及び機動隊所属章を着装するものとする。ただし、職務上支障がある場合は、この限りでない。
- 3 管区機動隊員、鉄道警察隊員及び術科特別訓練員は、標章等を着装するものとする。ただし、職務上支障がある場合は、この限りでない。
- 4 前3項に定める標章等は別表第6のとおりとする。

(その他装備品の着用等)

第17条 警察官は、山岳救助活動等に従事する場合、所属長が、特に必要と認める場合は、

登山用被服及び山岳装備品を着用することができる。

- 2 警察官は、護身用又は犯人逮捕等で必要がある場合は、特殊警棒を携帯することができる。
- 3 警察官は、各種作業に従事する場合で、所属長が必要と認める場合は、作業服を着用することができる。
- 4 警察官は、勤務の性質、天候の状況等を考慮して、活動に容易な靴を着用することができる。
- 5 警察官は、屋外において警察活動をする場合又は眼疾患その他特別の理由がある場合には、所属長の承認を受けて、サングラスを着用することができる。
- 6 前各項の装備品については、別表第7のとおりとする。
- 7 警察官が着用する特殊な被服等について、本部長又は所属長が特に必要と認める場合は、着用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成7年1月1日から施行する。
(山梨県婦人補導員の服制および被服支給に関する訓令の一部改正)
- 2 山梨県婦人補導員の服制および被服支給に関する訓令(昭和49年山梨県警察本部訓令第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(山梨県地域警察の運営に関する訓令の一部改正)

- 3 山梨県地域警察の運営に関する訓令(平成元年山梨県警察本部訓令第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成11年3月19日本部訓令第4号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月8日本部訓令第3号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年11月30日本部訓令第20号)

この訓令は、平成13年12月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月27日本部訓令第14号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年10月2日本部訓令第23号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成18年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に警察官に貸与されている警棒は、当分の間、この訓令による改正後の山梨県警察官の服制に関する訓令別図に規定する警棒とみなす。

附 則（平成19年6月1日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月22日本部訓令第15号）

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成24年8月2日本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月2日本部訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日本部訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別表第1に掲げる品目及び制式等については、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月1日本部訓令第2号）

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和6年2月7日本部訓令第1号）

この訓令は、令和6年3月1日から施行する。

附 則（令和6年7月24日本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表及び図略